

組織力を高めるコーチング研修業務委託に係る企画提案競争実施要項

1. 業務の目的

地方自治体を取り巻く環境が変化する中、川俣町役場にも新たな価値の創出が求められているが、若手職員が新しい取り組みに挑戦しながら、これまで受け継がれてきた知見や価値観も大切にし、役職者（上司）との対話を通じて、ともに新しい施策を考えられる職場づくりが必要であることから、職員のエンゲージメント（組織への愛着や自発的な貢献意欲）の向上を通じて、よりよい職場づくりや組織文化の醸成につながる研修の実施を目的とする。

なお、対話を重視する組織文化の定着に向けて、よりスキルアップを図るため、フォローアップや課題面談研修も行う。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 組織力を高めるコーチング研修業務委託
- (2) 業務の場所 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地 川俣町役場内会議室
または、川俣町字樋ノ口 11 番地 川俣町中央公民館内会議室
- (3) 企画提案の要件
別添「提案要件書」に記載のとおり
- (4) 業務履行期間
契約締結の日から令和 9 年 3 月 23 日まで

3. 事業費限度額

事業費の上限は 3,531,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4. 企画提案競争により選定を行う理由

本件業務は、川俣町役場の組織力を高めるうえで必要となるコーチングの技術向上を図ることを目的とするが、研修の実施にあたっては専門的な講師を必要とすることが想定され、民間業者が持つ専門性、企画力などをプレゼンすることで、本町の組織力向上に最適な研修を実施したいと考える。

このことから、本件業務は価格のみによる単純競争では目的を達成できないと考えることから、専門的な知識や経験等を有する者からの提案を広く公募し、提案内容に加え、実施方針や体制、技術、実績等に関する提案書やプレゼンテーション等を通じて審査や評価を行い、本件業務の遂行に最も適した提案者（発注者と共に業務を効果的に遂行していくパートナー）を選定するプロポーザル方式によって交渉権者を特定するものとします。

5. 参加資格

本件企画提案競争に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までの間において、福島県川俣町の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 参加する者が所在する市区町村に納付すべき市区町村税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 本件業務と同種同類の業務実績を有すること。

6. 手続き及びスケジュール等

(1) 企画提案競争に係るスケジュールは次のとおりとします。

項 目	日 程	備 考
実施要項等の公表期間	公告の日から 令和 8 年 9 月 25 日(金)	町掲示板及び町公式ホームページに掲載
質問書の受付期間及び回答方法	公告の日から 令和 8 年 9 月 25 日(金)	回答は質問者のほか、町公式ホームページに掲載
参加申込書の提出期限	令和 8 年 9 月 25 日(金)まで	
一次審査 (書類審査)	令和 8 年 9 月 30 日(水)	
一次審査結果通知	令和 8 年 9 月 30 日(水) (発送)	申込者全員に文書で通知
一次審査結果の公表	令和 8 年 9 月 30 日(水)	町公式ホームページに掲載
二次審査に係る質問書の受付期間及び回答方法	二次審査への招請通知の日 から令和 8 年 10 月 15 日(木)	回答は質問者のほか、町公式ホームページに掲載

二次審査に係る書類の提出期限	令和 8 年 10 月 15 日（木）まで	
二次審査 (プレゼンテーション)	令和 8 年 10 月 20 日（火）	
二次審査結果通知	令和 8 年 10 月 20 日（火） (発送)	予定 二次審査参加者に文書で通知
企画提案競争による選定結果の公表	令和 8 年 10 月 20 日（火）	町公式ホームページに掲載
契約	令和 8 年 10 月下旬	予定

(2) 担当課

960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 3 0 番地 川俣町役場総務課総務係 電話：024-566-2111 FAX：024-566-2438 E-Mail：soumu@town.kawamata.lg.jp

7. 参加申込の方法

(1) 受付期間

公告の日から令和 8 年 9 月 25 日（金）まで
(郵送の場合は令和 8 年 9 月 25 日消印有効)

(2) 提出書類及び部数

次の書類を各 1 部提出してください。

- ①参加申込書（様式第 4 号）
- ②実績調書（添付様式第 1 号）
- ③営業所及び委任関係一覧表（添付様式第 2 号）（該当ある場合に提出）
- ④商業登記簿謄本若しくは商業登記事項証明書、又はその写し
 - ・個人の場合は身分証明書を提出
- ⑤直近 2 年間の各営業年度の財務諸表
 - ・法人の場合は、「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し
 - ・個人の場合は、各営業年度の「営業用純資本額調書」及び「収支計算書」又は「確定申告書の写し」で税務署等の受付印があるもの
- ⑥市区町村税の納税証明書（原本）※発行から 3 か月以内
 - ・所在市区町村発行の「市区町村民税」「固定資産税」「軽自動車税」又は「未納が無い」ことの証明書

- ・ 委任先を設ける場合は、本社分と委任先分を両方提出する。
- ⑦納税証明書（写しでも可）※発行から3か月以内
 - ・ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の「未納がない」という証明書
 - ・ 法人の場合は納税証明書その3の3
 - ・ 個人の場合は納税証明書その3の2
- ⑧委任状（入札、見積、契約、受託等に関する一切の権限を委任する場合に提出）
- ⑨企業概要が確認できる書類
 - ・ 企業概要パンフレット等、任意のもので可
- ⑩本件プロポーザル参加に対する意向等表明書
 - ・ 本件業務に対する考え方や提案に向けた思いなどを記載する。
 - ・ 他参加者との差別化やセールスポイントなどを意識して記載する。
 - ・ 抽象的にならず、できるだけ具体的に記載する。
 - ・ 様式は任意とし、A4版1ページ（片面・両面とも可）に納めること。

(3) 提出場所

6. (2)の担当課に提出する。

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

- ・ 郵送の場合は書留郵便とし、宛先部分に「企画提案競争参加申込書」と記載すること。
- ・ 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く役場開庁時間内とする。

(5) 質疑応答

質問及びその回答については次のとおりとします。

- ①質問は公告の日から令和8年9月25日(金)まで電子メールで行うものとし、件名は「組織力を高めるコーチング研修業務委託に係る企画提案競争に関する質問について」、質問者の名称、担当者名、連絡先を必ず記載して提出すること。
- ②質問への回答は電子メールにより行う。なお、審査に影響しない範囲及び内容について、町公式ホームページにおいて公表する。

8. 一次審査

参加申込書等の提出書類をもとに一次審査を行い、最大3者を選抜して二次審査に参加していただきます。なお、参加者が1者のみであった場合も一次審査を実施します。

(1) 一次審査の評価方法及び基準等

別添「組織力を高めるコーチング研修業務委託 企画提案競争審査基準」のとおり。

(2) 一次審査結果の通知

令和8年9月30日(水)に、一次審査の結果通知書を参加申込書の提出者全員に発

送します。

※一次審査の通過者が1者のみであった場合でも、本件企画提案競争による選定は継続します。

9. 二次審査用提案書等の作成

(1) 受付期間

一次審査結果通知を受け取った日から令和8年10月15日(木)まで
(郵送の場合は10月15日消印有効)

(2) 提案書等の種類及び部数

次の書類を作成し、各7部を提出してください。

① 提案書

- ・提案書の構成は任意とするが、用紙サイズはA4版（縦版、横版、片面、両面、体裁等は不問）で、A3版を含めるときは折り込んでサイズを合わせるものとし、別紙「組織力を高めるコーチング研修業務委託 企画提案競争審査基準」に記載されている評価項目に関する内容を必ず含めて作成すること。

② 事業費見積書

- ・事業費限度額の範囲内とし、内訳として積算根拠を添付すること。
- ・提案の一部として金額を提示していただくものであり、契約事務としての正式な見積書ではない。
- ・消費税額がわかるように記載すること。

(3) 提出場所

6. (2)の担当課に提出する。

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

- ・郵送の場合は書留郵便とし、宛先部分に「プレゼンテーション関係書類」と記載すること。
- ・持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く役場開庁時間内

(5) 質疑応答

質問及びその回答については次のとおりとします。

- ① 質問は一次審査結果通知（二次審査への参加招請）を受け取った日から令和8年10月15日(木)まで電子メールで行うものとし、件名は「企画提案競争二次審査に関する質問について」、質問者の名称、担当者名、連絡先を必ず記載して提出すること。

②質問への回答は電子メールにより行う。なお、審査に影響しない範囲及び内容について、町公式ホームページにおいて公表する。

10. 二次審査（プレゼンテーション）

提案書等の提出書類及びプレゼンテーションによる二次審査を行います。

(1) プレゼンテーションの実施

①日時

令和8年10月20日(火)

②場所及びタイムスケジュール等

別途、二次審査の参加者に通知します。

(2) 二次審査の評価方法及び基準等

別紙「組織力を高めるコーチング研修業務委託 企画提案競争審査基準」のとおり。

(3) 優先交渉権者の特定

提案審査委員会における評価が最も高い者を、本件企画提案競争選定における優先交渉権者として特定します。

※契約に向けた優先交渉権者との協議が調わなかった場合に、次点者を繰り上げて協議する場合に備え、二次審査の参加者全てに順位付けを行います。

(4) 二次審査結果の通知

令和8年10月20日(火)に、二次審査の結果通知書を参加者全員に発送します。

※優先交渉権者に対する通知は、審査の結果として特定された事実を通知するものであり、本件業務の契約相手方として決定するものではありません。通知したのち、川俣町と優先交渉権者との間で契約締結に向けた具体的協議を行います。

11. 契約の締結

本業務の契約は、提案審査委員会が特定した優先交渉権者と業務内容について協議等を行い、仕様書等の内容を確定した後に、改めて随意契約の手続きによる契約締結を行うものとします。

また、仕様書等の確定等について、提案された内容などを基本としながら、優先交渉権者と本町との協議により決定するため、契約額は9(2)で提出いただいた事業費見積書の額と必ずしも一致するものではありません。

なお、優先交渉権者との契約締結に至らなかった場合、又は失格条件に該当すると認められた場合には、二次審査における次順位の提案者を優先交渉権者に切り替え、改め

て契約に向けた協議や交渉を行うことがあります。

1 2. 参加の辞退

本件企画提案競争における辞退は随時できるものとする。なお、この場合には、辞退届（様式は任意）として文書で提出してください。

1 3. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3 の事業費限度額を超えた事業費見積書の提出があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと町長が認めた場合
- (5) 実施要項の内容に反すると町長が認めた場合
- (6) その他、町の指示に反する場合など

1 4. その他の留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要項等の記載内容に同意したものとします。
- (2) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (3) 二次審査への参加は、一次審査において参加決定通知を受けた者のみとします。
- (4) 二次審査に参加できる者が、提出期限までに提案書を提出しない場合は辞退したものとみなします。
- (5) 本件企画提案競争に係る一切の費用等は、本件業務を実施しなくなった場合も含め、全て参加者の負担とします。
- (6) 提出された参加申込書や提案書等の提出期限後における返却はしません。

- (7) 提出された提案書類の著作権は提出者に帰属することとします。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (9) 提出された参加申込書や提案書等は、優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (10) 参加者は、複数の参加申込書や提案書等を提出することはできません。
- (11) 参加申込書や提案書等の提出期限後における差替及び再提出は、原則としてこれを認めません。
- (12) 本件企画提案競争における経過及びその内容等に関し、公表する事項のほかは、いかなる問い合わせにも応じません。
- (13) 提出された提案書等は、川俣町情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。
- (14) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、本件企画提案競争の期間中に審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。
- (15) 本件企画提案競争は随意契約に向けた優先交渉権者を選定するものであり、具体的な業務内容は参加申込書や提案書等に記載された内容、またプレゼンテーション時の質疑応答などを反映しつつ、川俣町との仕様等に係る協議を経ながら決定するので、必ずしも提案内容等に沿って実施するものではありません。
- (16) 社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画を変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して川俣町は一切の責任を負わないものとします。